

審査基準整理票

| | | | |
|---|--------------------------------|---------|-----|
| 処分名 | 温泉保養交流施設（比良とびあ）の利用料金の減免 | | |
| 根拠法令名 | 大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号） | （条項）第7条 | |
| 基準法令名 | | | |
| 所管部署 | 産業観光部 観光振興課 観光施設グループ | | |
| 標準処理期間 | 7日 ((3)については、即日) | 法定処理期間 | — 日 |
| <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>温泉保養交流施設（比良とびあ）の利用料金の減免は、大津市温泉保養交流施設条例第7条に規定する市長が特別の理由があると認めるときとして、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催をする事業に使用する場合 全額</p> <p>(2) 公共的な団体又は機関が主催又は共催をする公益に資すると認められる事業に使用する場合 全額</p> <p>(3) 使用者が、指定管理者が施設の利用促進のために期間を定めて発行する温泉入浴割引券を持参した場合 100円</p> <p>(4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める 額</p> | | | |

【根拠法令】

大津市温泉保養交流施設条例

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、浴場等の利用料金又は屋根付多目的広場等の利用料金（次条において「利用料金」と総称する。）を減額し、又は免除することができる。

【基準法例】

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。